

別監第4-0122号  
平成24年 3月29日

別府市長  
浜田 博 殿

別府市監査委員 櫻井 美也子

同 堀本 博行

同 高森 克史

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

別監第4-0122号  
平成24年 3月29日

別府市議会議長  
松川峰生 殿

別府市監査委員 櫻井美也子

同 堀本博行

同 高森克史

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

別府市監査委員告示第2号

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課 福祉保健部 社会福祉課、高齢者福祉課  
総務部 契約検査課  
ONSEN ツーリズム部 観光まちづくり課  
建設部 下水道課

平成24年 3月29日

別府市監査委員 櫻 井 美也子

同 堀 本 博 行

同 高 森 克 史

# 監 査 報 告 書

## 1 監査の対象及び期間

福祉保健部 社会福祉課

監査期間 平成 23 年 4 月 4 日から平成 23 年 6 月 1 日まで

福祉保健部 高齢者福祉課

監査期間 平成 23 年 4 月 4 日から平成 23 年 6 月 1 日まで

総務部 契約検査課

監査期間 平成 23 年 9 月 2 日から平成 23 年 10 月 3 日まで

ONSEN ツーリズム部 観光まちづくり課

監査期間 平成 23 年 10 月 3 日から平成 23 年 11 月 7 日まで

建設部 下水道課

監査期間 平成 24 年 1 月 31 日から平成 24 年 3 月 7 日まで

2 監査を実施した委員	別府市監査委員	櫻 井 美也子
	同	堀 本 博 行
	同	高 森 克 史

## 3 監査の方法

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取して行った。

なお、堀本博行監査委員は平成 23 年 5 月 17 日就任につき、平成 23 年 4 月 29 日までの監査は三ヶ尻正友前監査委員が実施した。

## 4 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

(社会福祉課関係)

### (1) 負担金補助及び交付金について

ア 民生委員児童委員活動費交付金、民生委員児童委員協議会交付金

民生委員児童委員活動費交付金の交付の相手方が民生委員児童委員協議会になっていたが、民生委員児童委員個人に交付すべきものである。

交付金の交付根拠等を明確にするため、規程を整備し、適正な事務処理に努められたい。

#### イ 社会福祉協議会補助金

補助金交付について、その根拠を明確にするため、補助金の支給に係る基準等を整備されたい。

また、社会福祉法人への補助金交付にあたっては、「別府市社会福祉法人の助成の手続に関する条例」に助成手続等が規定されており、条例に沿った手続を行われたい。

なお、地域福祉推進の観点から社会福祉協議会への補助金交付にあたっては、行政と社会福祉協議会の役割分担という視点からも補助金のあり方について検討されたい。

#### ウ 別府保護区保護司会補助金

別府保護区保護司会補助金については、収支決算書を確認した結果、繰越金が多額となっていた。補助金の交付にあたっては申請及び実績報告に係る書類を審査し、補助の効果や金額等について十分に検証した上で、補助金の交付に努められたい。

#### エ 旅費困窮者旅費等交付金

申請時に提出される旅費等援助申請書に決裁印が押印されておらず、また、関係書類が福祉事務所長名で作成されていた。交付金交付の決定にあたっては、別府市事務決済規程に基づき適切に処理するとともに、本交付金については法律等に基づかない市単独の事務であることから、関係書類については市長名で作成するよう改善されたい。

なお、一か月分をまとめて支払う鉄道賃については、月締めで翌月に支払うものであり、「経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費」ではないことから、事務効率等も考慮して資金前渡の必要性を検討されたい。

#### オ 住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当

住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当については、住宅の確保とともに、就労意欲のある者に就労機会を確保することがその大きな目的であることから、就労支援員のハローワークへの同行訪問等受給者の常用雇用に向けた取組を充実させ、常用就職者数の向上を図られたい。

#### (2) 生活保護法による返還金について

履行期限延期の特約を行っているもののうち、納期限が過ぎて納付をしない者に督促をおこなっていなかった。地方自治法第 231 条の 3 及び別府市税外収入金の督促手数料等の徴収に関する条例第 2 条に基づき適正な事務執行に努められたい。

また、履行延期の特約をするときには、会計事務規則第 126 条第 3 項に基づき事務処理を行われたい。なお、事情により担保の提供及び利息を付することができない返還義務者についてはその理由等を記載した調書を作成し、関係書類に添付されたい。

時効による不納欠損処理をすべきものについて、不納欠損処理がなされていない事例や返還義務者が死亡しているのに各年度においてそのまま調定額が計上されている事例が見られた。時効についてはその起算日及び完成日を確認するとともに、返還義務者が死亡しているケースは、扶養義務者等関係者の行方、安否等を調査し、相続関

係を確認の上不納欠損等適切な事務処理を行われたい。

返還金に係る債権管理等の事務の執行にあたっては、関係書類を整備の上、内部で情報を共有して返還金の納付の促進に努められたい。

(高齢者福祉課関係)

(1) 高齢者住宅整備資金貸付について

地方自治法第 240 条第 2 項、地方自治法施行令第 171 条及び第 171 条の 2 の規定に基づき、滞納金の回収に努められたい。

(2) 老人クラブ補助金について

単位老人クラブに対する補助金の支出については、おおむね適正に事務処理されていたが、老人クラブ連合会に対する補助金において、平成 21 年度事業の実績報告に添付された事業決算書と老人クラブ連合会収支決算書の数値が異なっており、正確な事業費が不明な状況であった。

老人クラブ連合会に対し適正な会計処理を指導されたい。

(3) 在宅寝たきり高齢者介護者見舞金支給について

受給資格を定めた要綱に不備があると思われるので、改正を検討されたい。

(4) 在宅高齢者住宅改造助成事業について

申請者から提出された工事見積書に基づき、工事総額から対象外工事、介護保険給付対象工事等除算し、助成対象工事額を決定しているが、計算の過程がまとめられていないため、担当者以外は判断しづらい状況となっているので、計算誤謬、対象工事の判断誤り等を解消するためにも助成工事額の決定の経過を整理されたい。

(5) 介護保険料の収納事務等について

別府市介護保険条例第 9 条第 1 項第 5 号に基づく保険料の減免について、その適用期間について要綱第 5 条のただし書きを一律適用し、年度内のどの時点の申請であっても年間保険料全額を減免対象としていた。他の被保険者との公平性を保つためにも、適切に処理されたい。

減免決定通知書の減免決定年月日が起案文書の決裁年月日と異なっているものなどが見受けられたので、適正な文書事務を行われたい。

(6) 公示送達について

おおむね適正に処理されていたが、督促公示において告示日は時効の起算日に影響することとなるので、注意されたい。

(契約検査課関係)

(1) 工事契約について

予定価格について、別府市においては 4,000 万円未満の工事について事前公表を行っているが、国からもその弊害等に伴う見直しが指摘され、事前公表を行う場合にはその理由の公表が求められていることから、その趣旨にかんがみ適切な対応を行われたい。

(観光まちづくり課関係)

(1) 予定価格が 130 万円以下の工事請負費について

発注業者に極端な偏り等見られなかったが、本来一の工事とすべき同一施設内の工事を分割して同一業者に発注しているケースが見受けられた。

苦情若しくは安全対策等での緊急を要する対策工事であるにしろ公共の工事である以上計画性をもって、契約・支出の透明性を図るためにも別府市契約事務規則を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。

(2) 委託契約事務について

委託業務の再委託について、契約書により市への届出を義務付けているもののうち、届出のないまま再委託を行っているものが見られた。契約条項に従い適切に事務を処理されたい。

また、業務内容等から委託料として支出することに疑義が生じるものが見られた。業務内容やその性質等を考慮のうえ支出科目の適否について検討されたい。

収入印紙を貼付すべき契約書に印紙が貼付されていないものが見られた。印紙税法に基づき適正に処理されたい。

委託契約書等に記されている業務報告書が提出されていないものが見られた。地方自治法第 234 条の 2 その他関係法令等に基づき、適切に契約履行の確保の処理を行われたい。

なお、業務報告書等により契約業務の履行を確認するとともに、当該業務の効果等についても検証、見直しを行いその質の向上を図るよう努められたい。さらに、安全管理に十分な配慮を必要とすべき施設等については、報告書等により委託の相手方と情報を共有し、連携を図ることにより利用者の安全確保に努められたい。

(3) 補助金の交付について

スポーツ大会等開催補助金の交付事務において、交付要綱では補助金交付申請書の提出は開催しようとする一月前までに宿泊予定書等の書類を添付して提出しなければならないと定めているが、開催後に提出されているものや宿泊予定書の添付のないものが見受けられ、交付決定については全て実績報告書の提出後に決定、通知されていた。

また、実績報告書の提出は終了後一月以内とされているが、終了後一月以上経過して提出されているものが見受けられた。

別府市観光協会の事業に対する補助について、観光協会運営費から各事業の事務局費を支出していることを理由に、誘客推進事業に交付した補助金から運営費に繰出しをしていた。運営費にも市から補助金が交付されており、形式上重複して補助金を出しているように見える。

上記のような事例に加え、全般的に申請者名が書類により異なっているもの、実績報告書の提出が遅れているもの、決算書に繰越金の記載のないもの、事業完了前に実績報告されているものなどの事務処理上の不備も多く見受けられた。

関係規程を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。

(下水道課関係)

(1) 委託料について

随意契約により契約しているもので、随意契約理由が不適切と思われるものが数件見受けられた。適正な契約事務の執行に努められたい。

(2) 工事請負費について

契約金額が 20 万円以内の工事請負契約は、汚水柵設置直接工事費算出表等にて積算単価等により確認し、工事発注伝票にて事務処理を行っているが、汚水柵に限らず見積、請求書には数量及び単位がなく一式と表示されているのが多く見受けられた。積算根拠となる出来高数量を明記するよう業者指導されたい。

処理場等施設整備工事については、技術的問題と緊急を要するためとの理由で故障箇所によって発注業者が固定されていた。今後は、広範囲に発注可能な業者の情報把握に努め、競争の原理を働かせることを要望する。

(3) 下水道受益者負担金について

ア 文書事務において、收受文書登録をしていないもの、申請書に申請日が記入されていないもの、その他記載すべき事項の記入がないものが多数見受けられた。

イ 徴収猶予取消通知書において、規則で定められた様式の文面と異なる部分があった。

ウ 負担金の減免について、条例第 11 条第 1 項「負担金を徴収しないもの」に該当するものを減免対象とし、減免処理をしていた。また、規則第 13 条第 2 項「市長が別に定める減免基準」の該当項目を誤って解釈し、異なる減免率で認定していたものも見受けられた。

エ 事業はすでに終了しているが、事業費の確定と負担金の精算を行っていない負担区があった。

オ 督促状の公示送達において送達日の表記が地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定による「掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したとき」となっていないものが見受けられた。

以上のことについて、関係規程に基づき適正な事務処理を行われたい。なお、現行の減免基準については条例と矛盾する箇所があるので、整合性が取れるよう見直し整備されたい。

(4) 公有財産の管理について

ア 財産台帳の整備について

土地明細台帳、建物明細台帳について整理がなされていないもの、記載漏れがあるもの等が見られた。また、公有財産規則別表第 1 に規定されている工作物について、工作物台帳が作成されていなかった。

イ 行政財産の使用許可及び下水道施設の占用について

関係書類の記載内容に不備があるもの、書類様式の変更について検討が必要なもの、相手方から提出された書類に必要な情報が記載されていないもの、料金の算定根拠が不明なもの等が見られた。

以上のことについて、関係規程に基づき適正な事務処理を行われたい。

ウ 物品管理について

浄化センターで使用する薬品について、長期間使用されずに保管を行っているものが見られた。

薬品の管理については法令等の定めに基づいた取扱いが求められることから、不要なものは廃棄等の手段により整理を行い安全管理に努められたい。

(5) 水洗便所改造資金貸付金について

ア 滞納整理について

滞納整理については毎月の催告書の発送や相手方への電話催告、訪問催告、連帯保証人への催告及び納付相談等により分納誓約が見られた事例等、担当者の努力による一定の成果は確認できた。

地方自治法施行令第 171 条の 2 では強制執行等の手続きが記されており、少数ではあるが貸付金の返済が進んでいない事例も見られることから、債務者及び連帯保証人の状況を確認のうえ、強制執行の手続きへ移行することも視野に入れて検討されたい。

イ 貸付金制度の見直しについて

県下各市の水洗化に伴う資金の貸付制度について確認した結果、融資制度のある他都市については金融機関を融資の実施機関としていた。

効率的な事務執行の観点から、金融機関を通じた融資制度への移行について積極的に検討されたい。